平成２１年（フ）第１０３４４号
東京都世田谷区梅丘１丁目29―２―305
破産者　宇都木澄子
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０４９２号
東京都品川区平塚２丁目14番８号
破産者　グランサトー株式会社
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０４９３号
東京都目黒区自由が丘２丁目７番10―204号
破産者　有限会社モード・サロン和
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０４９４号
東京都港区高輪３丁目14―18―３Ｆ
破産者　渡邊　和子
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３６号
山口県萩市大字山田4675番地30
破産者　村谷　　誠
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第１２１０号
神奈川県藤沢市湘南台５丁目22番地の17
破産者　有限会社森里精機工業
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第５３８号
川崎市川崎区扇町17番２号
破産者　中沢ステンレス工業株式会社
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２０年（フ）第２０５号
石川県加賀市大聖寺上福田町ト２番地
破産者　株式会社山田食品
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１０３号
岐阜県中津川市福岡978番地の62
破産者　有限会社オカモト
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１０４号
岐阜県中津川市駒場1549番地の42　グリーンハイツ257Ｃ―１
破産者　岡本　直宏
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１０２号
静岡県伊東市富戸671番地
破産者　有限会社かじや商店
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第８７６９号
大阪市中央区船越町１丁目６番６号
破産者　株式会社プライムサポート
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２４３号
青森県五所川原市大字姥范字桜木255番地
破産者　株式会社五所川原中央自動車学校
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２０年（フ）第６３１号
埼玉県草加市両新田西町字前１番地９、商業登記簿上の本店所在地埼玉県川口市飯原町３番12号
破産者　有限会社高橋板金
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第５７６号
新潟県新潟市中央区関屋下川原町１丁目671番地
破産者　株式会社三和電気製作所
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第６０７号
岐阜県各務原市蘇原新栄町２丁目75番地の２
破産者　有限会社アーネスト
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第６０８号
岐阜県各務原市那加山後町３丁目228番地２
破産者　花田　耕次
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７２号
三重県鈴鹿市南玉垣町5773番地の１
破産者　株式会社和光
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２８２号
大津市真野４丁目18番15号
破産者　第三土木株式会社
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５９５号
神戸市灘区八幡町４丁目９番27号
破産者　有限会社住まいるハウス
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５４号
山口県周南市御幸通２丁目22番地
破産者　株式会社三広社
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

平成２０年（フ）第１５３号
山口県岩国市下282番地16、申立時の住所山口県岩国市錦町広瀬330番地
破産者　熊野　潤二
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部